

事業主の皆さま！！ 改正法への対応はお済みですか？

大企業、中小企業の別によって、施行時期が異なります！

「パートタイム・有期雇用労働法」～同一労働同一賃金～

★令和2年4月1日施行

(中小企業：★令和3年4月1日施行。それまでは努力義務。)

「労働施策総合推進法」～パワハラ対策～

★令和2年6月1日施行

(中小企業：このうちハラスメント防止の措置義務の新設★令和4年4月1日施行)

「育児・介護休業法」～休暇の時間単位の取得～

★令和3年1月1日★(企業規模等に関わらず全ての企業が対象)